

建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可に係る 神戸市建築審査会の包括同意について

(趣旨)

- 1 この基準は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第44条第1項第2号の規定による許可に際し、形式的審査のみによって、公益上必要で通行上支障がないと認められる場合に、あらかじめ同意を与えることにより、同許可に係る建築審査会の同意手続きの簡素化、迅速化を図ることを目的とする。

(同意の対象)

- 2 次のいずれかに該当するものを、同意の対象とする。
 - (1) 建築物の用途がバス停留所の上家であり、次の要件をすべて満たすもの。
 - (ア) 設置場所
有効残幅員が2m以上(自転車歩行者道にあつては3m以上、自転車歩行者専用道にあつては4m以上)確保できる歩道、駅前広場の島式乗降場等とし、当該歩道部分の使用について、所有者及び管理者と協議が終了していること。
 - (イ) 形態
建築物の主要構造部は、他の建築物又は工作物に接続しないこと。
 - (ウ) 規模
上家の階数は1、幅は2m以下、長さは10m以下、高さは路面から2.5m以上、及び、壁面の面数は3面以内であること。
ただし、壁面を有しない場合は、上家の階数は1、長さは10m以下、高さは路面から2.5m以上であること。
 - (エ) 構造
建築物の主要構造部は、不燃材料とすること。
 - (2) 道路管理者が設ける道路の付属物(道路法第2条第2項)である建築物のうち自転車駐車場で、次の要件をすべて満たし、通行上支障がないもの。
 - (ア) 形態
建築物の主要構造部は、他の建築物又は工作物に接続しないこと。
 - (イ) 規模
建築物の階数は1であること。
 - (ウ) 構造
建築物の主要構造部は、不燃材料とすること。
 - (3) 自動車専用道路内等に設ける有料道路の料金徴収所(ブース、ゲート及び安全通路を含む)で、次の要件をすべて満たし、通行上支障がないもの。
 - (ア) 形態
建築物の主要構造部は、他の建築物又は工作物に接続しないこと。

(イ)構造

建築物の主要構造部は、不燃材料とすること。

(建築審査会の同意)

3 2に該当するものは、建築審査会が同意したものとみなす。

(建築審査会への報告)

4 特定行政庁は、3による同意を得て許可した建築物については、すみやかに建築審査会にその内容を報告しなければならない。

附則

(施行期日)

この基準は、平成18年6月1日から施行する。

この基準は、平成21年10月15日から施行する。

この基準は、令和3年1月1日から施行する。